

平成 30 年第 1 回にかほ市議会定例会会議録（第 6 号）

1、本日の出席議員（ 17 名 ）

2 番	渡 部 幸 悦	4 番	佐々木 春 男
5 番	奥 山 収 三	6 番	伊 藤 知
7 番	伊 藤 竹 文	8 番	飯 尾 明 芳
10 番	佐々木 弘 志	11 番	佐々木 平 嗣
12 番	小 川 正 文	13 番	伊 東 温 子
14 番	鈴 木 敏 男	15 番	佐々木 正 明
16 番	宮 崎 信 一	17 番	加 藤 照 美
18 番	佐 藤 元	19 番	佐 藤 文 昭
20 番	菊 地 衛		

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	藤 谷 博 之	班長兼副主幹	加 藤 潤
主 事	土 井 絵里香		

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	市 川 雄 次	教 育 長	齋 藤 光 正
総務部長 (危機管理監)	佐 藤 正 春	財 務 部 長	佐 藤 次 博
市民福祉部長	齋 藤 隆	農林水産建設部長	佐 藤 均
商工観光部長 (地方創生政策監)	佐 藤 克 之	教 育 次 長	浅 利 均
消防長・消防署長	本 間 徳 之	会 計 管 理 者	佐々木 善 博
総務部総務課長	佐 藤 喜 仁	企 画 課 長	佐々木 俊 哉
財 政 課 長	佐々木 俊 孝	税 務 課 長	山 田 克 浩
象潟市民サービスセンター長	田 中 義 樹	市 民 課 長	須 田 美 奈
建 設 課 長	土 門 保	教 育 総 務 課 長	池 田 昭 一
学 校 教 育 課 長	木 谷 玲 子	図 書 館 長	村 上 司
管 理 課 長	渋 谷 憲 夫	ガ ス 課 長	今 野 雄 志

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第6号

平成30年3月20日（火曜日）午前10時開議

- 第1 議案第40号 副市長の選任について
- 第2 議案第1号 平成29年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）
- 第3 議案第2号 平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）
- 第4 議案第5号 にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第6号 にかほ市住みたいまち移住・定住促進条例制定について
- 第6 議案第7号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第8号 にかほ市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例制定について
- 第8 議案第9号 にかほ市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第10号 にかほ市体育館条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第11号 にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第12号 にかほ市プール条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第13号 にかほ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第14号 にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第15号 にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第16号 にかほ市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例制定について
- 第16 議案第17号 市道路線の変更について
- 第17 議案第18号 市有財産の無償譲渡について
- 第18 議案第19号 本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更について
- 第19 議案第20号 本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分について
- 第20 議案第21号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第21 議案第22号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第22 議案第23号 平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）について
- 第23 議案第24号 平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について
- 第24 議案第25号 平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について
- 第25 議案第26号 平成29年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 第26 議案第27号 平成29年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第27 議案第28号 平成29年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

- 第28 議案第29号 平成29年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第4号）について
- 第29 議案第30号 平成29年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第30 議案第31号 平成30年度にかほ市一般会計予算について
- 第31 議案第32号 平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について
- 第32 議案第33号 平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について
- 第33 議案第34号 平成30年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第34 議案第35号 平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について
- 第35 議案第36号 平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第36 議案第37号 平成30年度にかほ市ガス事業会計予算について
- 第37 議案第38号 平成30年度にかほ市水道事業会計予算について
- 第38 議案第39号 にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第39 陳情第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情
- 第40 陳情第2号 にかほ警察署の存続について
- 第41 継続審査について
陳情第3号 所管部署移転に対する再考について
- 第42 議提第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書
- 第43 議提第3号 「象潟小学校大規模改修工事」の不適正事務に関し、業務改善と組織の横断的な連携強化を求める決議
- 第44 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員数は17人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日、議案第40号副市長の選任についての議案1件が追加提案されております。これを本日の議事日程事項に含めております。

ただいまの件について、本日午前9時30分より議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営

委員長の報告を求めます。18番佐藤元議会運営委員長。

【議会運営委員長（18番佐藤元君）登壇】

●議会運営委員長（佐藤元君） おはようございます。

本日9時半から議会運営委員会を開会しましたので、その報告をいたします。

本日の案件は、副市長選任の人事案件1件であります。配付しております履歴を御一読願います。

この件につきましては、一週間前にその説明を受けているところでありますが、諸般の事情を御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。以上です。

●議長（菊地衛君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

日程第1、議案第40号副市長の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） おはようございます。

それでは、私から、本日追加で提案させていただいております議案第40号についての御説明をさせていただきます。

提案理由についてですが、にかほ市副市長に新たに本田雅之氏を選任したいと思っております。

本田氏は、湯沢市出身の昭和39年生まれの53歳であります。昭和63年に秋田県職員に採用され、以後、財政や法制、政策法務などの管理調整分野を歴任されており、現在は健康福祉部医療薬事課主幹兼班長として医療計画を担当しております。

なお、副市長としての就任の日は、通例では議会の同意の日であります。今回は4月1日からさせていただきます。これは、議会の同意を得ましたら県知事に対して割愛の依頼手続を取り、県における人事異動、3月31日付で退職をしていただき、以後、副市長に就任をしていただくためでございます。

履歴を添付しておりますので、御確認のほどよろしくお願いしたいと思います。以上です。

●議長（菊地衛君） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第40号副市長の選任についての質疑を行います。質疑ありませんか。14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） ただいま提案されている方の経歴等の説明がございました。そこで伺いたいのは、今回提案されている方は市外の出身者のようでございます。いわば外部からの招聘というふうなことだろうというふうに思いますが、この辺についての市長の考えを伺いたいのが1点であります。またもう一つは、この方にどういうことを期待されての提案なのか。この二つの点についてお尋ねをいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（市川雄次君） お答えをさせていただきます。

このことにつきましては、先般の際にも御説明をさせていただきましたが、改めて本会議場で御説明をさせていただきますが、外部からの招聘ということにつきましては、むしろ私の方から県の方に対しまして、このような方をどうぞ御選任いただければということでお話をしております、たまたまそれが外部の方であったというふうに認識していただければと思います。

で、どのようなことをということになりますと、それが2番目になりますが、一つには、今御説明をしましたように、財政や法制、政策法務など、この分野に精通された方ということを希望させていただきました。これにつきましては、まず一つ、私の選挙公約でもありました人材育成と、人事管理による人材育成について、もう一度練り直しをさせていただきたいということ。これもこの間説明しましたが、ことなどを踏まえた上で、コンプライアンスも含めて、その分野により多くの知識・経験を有する方を望むということをお願いした結果、今回の選任となっておりますので御理解のほどお願いしたいと思います。

●議長（菊地衛君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第40号に対する質疑を終わります。

ただいまから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時07分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（16名）

2番	渡部幸悦	4番	佐々木春男
5番	奥山収三	6番	伊藤知
7番	伊藤竹文	8番	飯尾明芳
10番	佐々木弘志	11番	佐々木平嗣
12番	小川正文	13番	伊東温子
14番	鈴木敏男	15番	佐々木正明
16番	宮崎信一	17番	加藤照美
18番	佐藤元	19番	佐藤文昭

.....

欠席委員（0名）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	藤谷博之	班長兼副主幹	加藤潤
主事	土井絵里香		

.....

説明員

市長	市川雄次	教育長	齋藤光正
総務部長 (危機管理監)	佐藤正春	財務部長	佐藤次博
市民福祉部長	齋藤隆	農林水産建設部長	佐藤均
商工観光部長 (地方創生政策監)	佐藤克之	教育次長	浅利均
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	佐々木善博
総務部総務課長	佐藤喜仁	企画課長	佐々木俊哉
財政課長	佐々木俊孝	税務課長	山田克浩

象潟市民サービスセンター長	田 中 義 樹	市 民 課 長	須 田 美 奈
建 設 課 長	土 門 保	教 育 総 務 課 長	池 田 昭 一
学 校 教 育 課 長	木 谷 玲 子	図 書 館 長	村 上 司
管 理 課 長	渋 谷 憲 夫	ガ ス 課 長	今 野 雄 志

.....

午前10時08分 開 会

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） おはようございます。

ただいま出席している委員は16名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。13番伊東温子総務小委員長。

【総務小委員長（13番伊東温子君）登壇】

●総務小委員長（伊東温子君） それでは、一般会計予算特別総務小委員会の審査を報告いたします。

まず、議案第23号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）について、議案第31号平成30年度にかほ市一般会計予算について、当委員会に付託されました総務部、財務部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員に関する事項について審査した結果、議案第23号、これは全員の賛成で可決としています。議案第31号についても全員の賛成で可決となりました。

審査の内容を多少報告させていただきます。

企画課についてです。

16款1項1目1節寄附金、ふるさと納税の減額の原因と対策をどう考えているかについてです。

平成29年度の当初予算を見込む段階で、平成28年度分の12月分が確定していなかったことが原因であります。平成27年度は、12月1ヶ月分が2,500万円ほどの納税額があり、決算額は5,100万円となりました。平成28年12月の納税額は1,337万円ほどで、決算額は3,750万円となっています。11月までは平成27年・平成28年と同様でしたが、平成28年の12月以降の落ち込みが原因です。そのため、平成29年度当初は5,000万円を見込んでいましたが、これまで2,300万円ほどの収入となっており、今年度は2,500万円ほどの収入と見込んでの減額となりましたという説明がありました。

対策については、今後、法外な返戻率は考えませんが、人気商品である米、肉、酒の返戻率を上げていく策を検討しているということです。

防災課について。

9款1項5目19節木造住宅の耐震改修関係が実績なしとあるが、実績がないのに予算を置く理由について。

答弁です。予算措置については、補助要綱があり、前年度に申請を受けて翌年度に実施するということはない。例年同様に計上しています。申し込みがあってから予算措置では対応できないので、予算を確保しているということです。耐震工事の補助金が事業費の3分の1、上限60万円ですが、実質200万円から300万円かかるので、部分的な改修では家屋全体のI S値が1.0以上にならない場合があります、1.0以上にならないと補助金の該当にならないので活用されにくい状況がこうしたことを生んでいるものと思われましてという答弁でした。以上、報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。6番伊藤知教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（6番伊藤知君）登壇】

●教育民生小委員長（伊藤知君） おはようございます。

平成30年3月9日付託の下記の件について、審査を終わりましたので報告をいたします。

当教育民生小委員会に付託になりました、議案第23号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）について、議案第31号平成30年度にかほ市一般会計予算について中、市民福祉部、教育委員会に関して、両議案とも全員の賛成により可決と決しております。

審査の内容を報告しますが、後の常任委員会での委員長報告で附帯意見を付していることから、報告内容が長くなりますけれども、御理解のほどよろしく願いいたします。

最初に、議案第23号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

市民福祉部市民課に関して。

財政安定化支援事業が減額となった経緯について詳しく答弁ください。

答弁です。軽減世帯の割合と調整率によって、県から各市町村に示されるものです。軽減世帯の数は昨年と大きく変わらないので、昨年度の実績ベースで当初予算を見ていましたが、今年度の額が確定したことから軽減世帯の数も減っておりますが、調整率が昨年と比べ倍くらい違っていたため、大幅に減になることになりました。

次に、生活環境課です。

質問です。簡易水道特別会計消費税還付金が2,900万円となっておりますが、どのようにして金額が決まったのか説明をお願いします。

昨年度、簡易水道事業が最終年度ということで、全体事業費として5億4,000万円となっております。その金額で申請したところ2,900万円の消費税還付となったものですが、消費税の還付金の内容としましては、歳入歳出全て合わせた額に非課税分、付課税分というものがあり、その全てを相殺したもので、消費税の還付金が2,900万円となったものであるという説明を受けています。

次に、教育委員会スポーツ振興課。

屋外運動施設管理費13節委託料58万円の減は、象潟グラウンドの芝生維持管理委託業務など直営

したこともあり、業務数量減に伴い減額するものです。これが当局の最初の説明でありました。

そのことに対する質問として、施設の直営による減ということだが、直営ということはどういうことか。

答弁です。主に象潟グラウンドになりまして、屋外運動施設の管理人、そして我々スポーツ振興課の職員でできる分はなるべく直営でやった形になりまして、業務委託をしなかったための数量が減になった次第ですとの答弁でありましたが、象潟グラウンドの予算100万円のうち58万円減で、残りの金額で整備が賄えたのか疑問が生じ、再度説明を求めました。

次が2回目の説明です。仁賀保グリーンフィールドとスポーツセンターサッカー場芝生維持管理業務として1,600万円、象潟グラウンド芝生維持管理業務として100万円、仁賀保グリーンフィールドの補修として100万円となっております。実質として仁賀保グリーンフィールドと象潟グラウンドの補修に関しては、合わせて200万円の査定となっております。歳出の執行状況によると、仁賀保グリーンフィールドとスポーツセンターサッカー場芝生維持管理業務として業者へ委託発注している金額が1,599万9,120円となっており、象潟グラウンド芝生維持管理業務委託料として同じく業者へ委託発注している額が99万3,600円となっております。この時点で減額金額に差異がありましたので、再度報告を求めました。

3回目の説明です。施設管理委託のうち芝生維持管理業務といたしましては、予算1,800万円のうち、仁賀保グリーンフィールド、TDKスポーツセンターサッカー場芝生維持管理業務として業者と委託している発注額が1,599万9,120円となっております。象潟グラウンド芝生維持管理業務として同じく業者へ委託している額が99万3,600円となっております。そして、仁賀保グリーンフィールド、TDKスポーツセンターサッカー場の穴埋め等の補修にかかわる予算100万円については、サッカー協会やスポーツ振興課の直営班や私たち職員により芝生の補修、移植作業を実施した関係で、業者への発注数量が減ったため、今回58万円の減額補正となっております。

スポーツ宿泊研修センター支障木剪定業務ですが、これは当初予算、補正予算にも計上していなかった急きよした業務で、28万円になります。業務の内容としましては、スポーツ宿泊センターの受電設備の引き込みの際に隣の南極公園の桜の枝が支障となり、一部剪定する必要がございまして、その剪定に要した費用となっております。この部分に差異の生じた部分の予算を流用したという説明がありました。

また、電気保安協会委託料の予算7万円9,000円に対して支出額が14万9,137円となっております。これは、スポーツ宿泊センターに受電設備が新たにできたことで電気保安協会と契約する必要があり、これを補正予算で編成しない形で流用させていただきました。これが大きな差異となったところがございますと説明内容が多々変わったことから、後に附帯意見を提出させていただきます。

次に、議案第31号平成30年度にかほ市一般会計予算についてでございます。

市民福祉部市民課関係です。

質問です。福祉医療の高校生拡大について、資料に572人と記載がありますが、これは高校生の人数でしょうか。

平成30年度に市の事業として拡大した高校生として、対象が572人増えるということです。これは、

平成30年度に中学校卒業後及び18歳になるまでの3学年の人数の合計であるという答弁をいただいています。

次に、生活環境課関係です。

環境プラザ運営費の中に脱臭用活性炭交換とありますが、稼働して2年しか経たない中、交換が必要になるのか。

答弁です。ごみピットから発生するガスは、焼却炉を運転している間は焼却炉の燃料用送風として焼却炉へ送り、臭気も含めて焼却しておりますが、夜間運転がとまっている間に臭気やガスがたまらないように、ピット上部の活性炭が入った装置に通して有害なものが外部に出ないようにしているため、定期的な交換が必要になるものです。

次の質問です。ごみ焼却施設等運転管理委託料についてですが、委託先は今後も継続して同じ業者と予定するのか。

現在委託している業者の作業員の方々には、試験運転中に3ヵ月の運転についての教育を受けてもらっていますので、平成29年度について随意契約で行っています。競争入札等も考えられますが、機械の運転等に新たな教育の時間がかかることから、現在委託している業者へ引き続きお願いしたいところですが、競争入札を行い、落札業者に運転作業を雇用してもらう方法等も今後検討してまいりますという答弁です。

次、健康推進課。

母子保健事業について、これまでは由利組合病院に依頼していた医師派遣を今後は地元の医師会に依頼するということでしたが、ただ医師派遣ができないだけであって、健診体制が変わっていくということはないのでしょうか。

答弁です。健診を受ける側の体制は変わりなく、サービスの低下もありません。由利組合総合病院は小児科専門医が少ないため、これまでも市内小児科専門医ではなく、研修を積んだ内科医の先生方にも協力をいただいて健診を実施しておりました。

次に、子育て長寿支援課です。

長寿祝い金の100歳の30万円の見直しについてはどのような意見か。

答弁です。今後、長寿祝い金のあり方について検討していく必要があるとして検討を始めたところでした。県内の祝い金の状況を調べたこともございます。私どもは80、85、90、95、100の5段階となっていますが、県内では70、88、100の3段階が大勢となっております。市独自の事業ということで他の自治体を考えないで行っていくといいと思いますが、敬老式と祝い金で敬老という意味では手厚く行われております。祝い金については、金額や年齢などの見直しが必要か、現在検討しているということでございます。

次、福祉課です。

質問です。障がい者基幹相談支援センター事業委託について、資料によると委託先としてさん・とらっぷを考えているようですが、人員体制として必要としている専門的職員に当たる資格所有者はいるのか。

答弁です。さん・とらっぷでは相談支援専門員3名の人員配置を予定しており、そのうち1名が社

会福祉士の資格を持っており、対応可能だということでございます。

次に、基幹相談支援センターを設置することによって、これまでどこがどのように変わることになりますか。

答弁です。基幹相談支援センターの設置によって、障がいのある方の様々な相談に対応できる総合的な窓口をつくり、そこからサービス利用と必要な支援に結びつけていくこと、相談の流れをつくることとなります。

次に、教育委員会関係です。

教育総務課です。

象潟小学校のスクールバスは象潟中学校と併用できるのかの質問に対して、答弁として、小学生の通学用でバスを購入しておりますので、利用は小学生だけとしております。

学校教育課。

教職員多忙化対策委員会と学校部活動適正化検討委員会の要綱などはないのですか。

答弁です。どちらの要綱も作成してあります。

多忙化対策委員会等は、他の市町村でもつくっているのか。

自治体としてつくっているのは、にかほ市だけです。県教育委員会は、多忙化に対する考え方を冊子にしております。

次、象潟公民館です。

象潟公民館の改修工事について、公共施設等総合管理計画では屋根のみの改修と記載されているが、予算計上するに当たって、公共施設等総合管理計画との関連性をどのように捉えていますか。

答弁です。公共施設管理計画については、職員は知っていなかった、存じておりませんという答弁をいただいております。

平成24年の改修以降、亀裂があったり、雨漏りが確認されたこともあって、この段階での工事では屋根部分の改修工事を必要とすることを象潟公民館の現状と課題としておりました。最終的に実施計画でその点を中心として象潟公民館全館を見ていくときに、屋根のみの工事ではなく、2階部分の老朽した箇所、工事を必要な箇所を合わせて工事するというので、財政課の方でも現状に合わせた予算計上を実施したところですよという答弁をいただいております。

次に、スポーツ振興課です。

新スタジアム整備構想策定委員会負担金というのは、今のブラウブリッツ秋田の新しい競技場ですかの質問に対して、秋田県で進めております。ブラウブリッツ秋田の競技場を整備するというものになりますという答弁をいただいております。

次の質問です。にかほ市がホームタウンになっているというが、ブラウブリッツに今まで100万円をやっている。ホームタウンといっても、現実的にホームタウン化しないのではないか。何年もホームタウンとして試合もしていない、そういう状況でホームタウンだから50万円を出すということは理解できない。どのように解釈したらいいのかという質問でした。

答弁です。50万円の経緯については、副知事から各市長へお願いがあったもので、トップから各市のトップへというものであったということでありました。

この答弁に対して委員からは、市長からの説明を求める意見があり、市長の出席を求めて以下の答弁をいただきました。

Jのブラウブリッツとの関係性、にかほ市ではホームゲームはありませんけれども、これまでのTDKの関与、あるいはネーミングの問題等について、やはり関係は深いものがあるということも判断し、今後、Jチームの合宿誘致を積極的に進めていきたいという意思を私も持っておりますので、関係性を切ることは決して得策ではないと判断し、今後の施策にも反映させることができると判断したために了承し、戻って担当に予算化に向けて検討するように話をしましたとのこと。

この事案に関しても、説明が変わったり、疑義の生じる場面が多々あり、委員会を3日に分けて3度も開催する状況でございました。それによって、後ほど委員会で報告しますけれども附帯意見を提出、付することとしております。

次に、フェライト子ども科学館です。

科学館リニューアル事業に関して、歳入の方で説明がありましたが、約50日間全館閉館するのか。

答弁です。約50日間は全館休館という計画です。

質問です。関連するよい施設を継続して連携していくために、どのような考え方をしていますかに関して、にかほミュージアムということで、白瀬南極探検館記念館、フェライト科学子ども館、象潟郷土資料館、斎藤宇一郎記念館、TDK歴史みらい館の5館連携協議会を設けています。これまでに試行的に2年間、スタンプラリーをしましたが、スタンプラリーに限らず、様々な事業を行うこととなると思いますという答弁をいただいております。

最後に白瀬南極記念館。

これに関しては予算に関しての質疑はなかったのですが、非常によいお知らせがありますので、ちょっと長くなりましたがちょっとお耳を拝借したいと思います。

その事業に関しては、南極点到達50周年事業に関しての報告でございました。南極点到達に村山雅美隊長が尽力されていたことは、歴史上の事実であります。南極観測では、6次隊から7次隊で2年半の間があいてしまいましたが、南極観測船「宗谷」が動けなくなり、「宗谷」が「ふじ」に代わるまで2年半、文部省は南極観測を再開するという担保は何も起こさないままに中断しました。ここで終わってしまったは大変だということで、村山雅美隊長さんが東大つながり等の関係で中曽根さんと相談します。その関係から、今度はにかほ市の偉人であります斎藤憲三先生に相談をします。最近になって当時の科学技術庁の委員会議事録が発見され、そこを確認したところ、斎藤憲三先生が議事録の中で熱弁を振るって、3回行われた委員会の中では、ほぼ斎藤憲三先生が一人しゃべっていて、その中に郷土の偉人である白瀬臺の例も出て話されております。南極観測をやめないでいただきたいということを力説したテープが残っているということでありました。そうしたこともあって、南極観測船「ふじ」の建造、南極観測の再開ということになりました。この村山隊長を出すことで、斎藤憲三先生が活躍した歴史的事実をきちんと浮かび上がらせて残したということが、今回の企画展の趣旨になります。ということで、郷土の偉人のつながり、偉人同士のかかわりが分かったということで報告させていただきます。以上、報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対す

る質疑を許します。質疑ありませんか。18番佐藤元委員。

●18番（佐藤元君） ちょっと委員長に確認しますが、社会福祉センターに関しての金額の大小は別にして予算の流用があったということですが、その手段そのもの自体まで審査されたのか分かりませんが、それは正当な方法だったわけですか。まず、それをお伺いします。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 教育民生小委員長。

●教育民生小委員長（伊藤知君） 予算の流用というのは、私は正当な手段だとは思っておりません。ただ、その工事に関しては、当然やらなくていけない工事はあったと思いますが、決して流用はあってはならないものだと私自身は思っておりますし、委員会ではそのものに関しては、流用に関しての突っ込んだ質疑はございませんでした。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 18番佐藤元委員。

●18番（佐藤元君） 締めくくりとして附帯意見を出すと、こういう委員長報告ですけども、この件に関しては、この附帯意見、決議なんかも含めてそうですけども、合併以来何度もあったわけですし、私は改善されている状況下にあると私は到底思えないわけですけども、そこら辺のこう、本来であれば教育民生だけの問題ではないところも出てくるわけですけども、そこら辺の話は何かされましたか。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 教育民生小委員長。

●教育民生小委員長（伊藤知君） 本来であれば、この小委員会で、予算、小委員会で附帯意見を付するところですけども、それはちょっと弱いので、これは予算委員会ですから、本会議場の本当の会議——本当の会議って失礼ですけども、その常任委員長の報告のところにとつ附帯意見の報告を入れたというのが、ひとつ重みをちょっと当局側では持っていたきたいということと、それから、附帯意見は後ほど朗読しますけれども、やっぱり「議会軽視」という言葉を今回入れさせていただきました。そこら辺は、当局もその分やはり反省をしていただきたいということで「議会軽視」という言葉を入れさせていただきましたし、審議の中でも、やはり委員の中からもこれは議会軽視だということも出てますので、そこら辺は、この小委員会ではなくて本当の委員会の方で報告したいというのを、重みも当局側は知っていただきたいという気持ちであります。

●18番（佐藤元君） 了解。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） ほかに質疑ありませんか。16番宮崎信一委員。

●16番（宮崎信一君） 委員長にお尋ねいたします。

先ほど報告の中で、象潟公民館の屋根の改修について、職員の方が公共施設等管理計画ですか、の存在を知っていなかったというふうな報告だったと、もし間違っていたら申しわけないですが、その辺について、もうちょっと委員会の中であれですか、話出ませんでしたか。知らなかったという話では済まないことだと思うんですが、いかがですか。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 教育民生小委員長。

●教育民生小委員長（伊藤知君） 知らなかったというのは、議事録そのまま、発言そのままを言ってますので、そのものは、その担当者は知らなかったようでございます。審査してる中で我々委員会で腑に落ちないところというのは、自分らの課がつくった予算に関して、財務当局で、先ほど報

告もしましたけども、財政課の方でやったんだというような答弁がありましたけども、そこら辺どういう形でその予算をあげているのかっていうのが、非常に今回の委員会では疑義が生じたところでございます。それに関しては、委員会では、財務当局側という話になれば、我々はもうそのところに話が、答弁は返ってこないわけでありまして、いずれにせよ、そのものを計画を知らないという職員が、そういう報告を簡単に分かりませんでしたという状況になってる状況というのは、やはり当局側もこれから職員の再教育という形でしっかりとやってもらいたいなというところもありますし、その象潟公民館に関しては、二、三年続けて屋根の補修をやってるわけですけども、やっぱり耐震補強をした後に本体の傷みが激しいということで改修をしたいという話は、最終的には出てきたところでございます。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 16番宮崎委員、いいですか。

●16番（宮崎信一君） 了解。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。16番宮崎信一産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（16番宮崎信一君）登壇】

●産業建設小委員長（宮崎信一君） それでは、当委員会に3月9日に付託になりました審査が終了しておりますので、御報告を申し上げます。

議案第2号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）、全員の賛成により承認と決しております。続きまして、議案第23号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）について及び議案第31号平成30年度にかほ市一般会計予算について、農林水産建設部、商工観光部、農業委員会に関する事項について、全員の賛成により可決と決しております。

審査の内容を若干御報告申し上げます。

専決第2号については、本会議でも申しておりましたが、2月5日付で2,000万円の委託料、除雪の分でございますが、これの委託料の支出状況をお知らせくださいという質問でありました。

3月6日現在の委託料については、残額が260万円。例年3月まで除雪柵収納など後片づけに200万円程度ほど支出が見込まれることから、実質残額は60万円ほどになるということでございます。仮に今後不足する場合には、予備費を流用することで財政課と協議しているということでもございました。

続きまして、議案第23号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）中の建設課についてでございます。

土木費国庫補助金の減額となったことで施工をとりやめた公営住宅箇所について伺いますと。

答弁でございます。今年度は施工予定としていた棟数を減らしております。市営住宅はまなすが2棟から1棟への減、市営住宅ひまわりが4棟から1棟への減となっております。

理由について質問がありまして、交付金が要望額に対して60%程度しか配分されなかったこと、

外壁工事を行う際に出るアスベストの処理工種を追加したことによって1棟当たりの費用が増加し、当初計画していた棟数を減らしている。

これによって市民への影響がなかったのかという質問に対して、過去にも交付金の配分率から施工棟数を減らしてきたことがあり、その都度、入居者には案内文を配り、工事開始前には住民説明会を行い、そのときに質疑もいただいておりますので、それほど影響はないと考えているということでございます。

そして、公営住宅の現在の入居率ということで伺っております。

1月時点の入居率でございますが、仁賀保地区98%、金浦地区95%、象潟地区の建石団地は70%ですが、象潟全体で見ますと80%の入居率となっているようでございます。

続きまして、農林水産課について。

霊峰公園の市有林の伐採について変更とのことでしたが、実際は中止になったのか、それとも延期なのか。

答弁でございます。当初予算で計上した方式とは異なる立木調査という方式で測量した結果、負担額を減らすことができることが分かりましたので、予算減額となっております。しかしながら、伐採は行っているということでございます。

続きまして、観光課に関しまして。

北前船寄港地日本遺産登録加盟団体負担金50万円の件につきまして、よく北前船フォーラムというふう聞いていますし、いろんな活動をされているとは聞くのですが、どのような団体で本部はどこであって、どういう活動をしているか、団体の概要をとということでもございました。

答弁でございます。北前船寄港地フォーラムは、北前船の寄港地やゆかりの市町村など関係者が集まって、寄港地の広域の観光ルートづくりや都市間交流、そして地域の経済の活性化を目指す観光フォーラムを開催する団体でございます。今回、日本遺産の登録を目指すに当たって事務局を担いますのは、ANA総合研究所でございまして、ここが事務局となって追加の日本遺産登録を申請しており、さきに秋田市や酒田市は日本遺産となっておりますが、その際もANA総合研究所が事務局となっております。自治体としての幹事は酒田市で、にかほ市は第2回の北前船寄港地の開催地となっております。そして、この負担金の割合についてでございますが、市は一律50万円で町村は10万円でございます。この負担金の50万円は、日本遺産に登録申請する自治体、そして日本遺産登録となった自治体について発生するもので、日本遺産登録後も現在のところ毎年継続して負担する予定だということでございます。

続きまして、商工観光部商工政策課についてでございます。

空き家利活用推進事業補助金400万円の減額について。

こちらの県補助事業は、一例として市が民間の空き家所有者から空き家を借り上げ、移住希望者に賃貸で貸し出す際に、移住希望者の要望に応じて水回りやトイレのリフォームをする費用を県が100%補助で400万円まで助成する事業になります。他にも、市がお試し移住体験用住宅として、空き家のリフォームをあらかじめ済ませてから貸し出すということも可能であるということです。にかほ市では、移住希望者の要望に沿ってリフォームをしていただくということで募集を行いました。

応募がなかったため、歳入の県補助金と歳出の委託料、工事請負費を減額するものであります。

それから、定住奨励金について、住宅取得での空き家の希望はなかったのかということですが、市で空き家バンクも扱っておりますが、賃貸を希望される空き家の所有者は余り多くなく、移住希望者の方も、市の窓口で対応する中では空き家の賃貸を希望された方はおりませんでした。空き家を購入して定住奨励金の対象となった方はいらっしゃいます。空き家購入についても定住奨励金の対象となるということでした。

それから、佐々木平嗣議員より質問書が出ておりますが、それではこちらの方も答弁したいと思います。

観光協会とスポーツイベント開催実行の補助金について、協会補助金が前年度比200万円減額となった理由は何か。スポーツイベント開催実行委員会は、観光協会の補助金の中で行っていた事業ではなかったかについてお答えをいたします。

スポーツイベント開催実行委員会には、平成26年度・平成27年度の2年間、補助金として200万円を交付しております。平成28年度からは、スポーツイベント開催実行委員会で主催したトライアスロンとMTBサイクリングを観光協会で開催することとしたため、その分を含めて観光協会に1,270万円の補助金を交付しており、平成29年度においても同様のことから1,270万円の予算措置をしているということでした。平成30年度からは、トライアスロンとMTBサイクリングを再びスポーツイベント開催実行委員会で主催することとなったため、観光協会補助金から200万円を減額したということでした。また、スポーツイベント開催実行委員会に対する補助金は250万円を措置しておりまして、これまでよりも50万円を増額しているものでございます。

次に、神社の改修工事を市で負担することは聞いたことがないが、今後の神社に対しても補助金がつくということかについて質問がございまして、答弁でございます。平成16年11月、財団法人斎藤宇一郎記念会から旧仁賀保町に、相撲場1棟及び周辺の土地4,039平米が公園用地として寄附されております。相撲場は仁賀保神社境内にあるものではなくて公園用地内にあるものですが、仁賀保神社境内地と隣接しているため、仁賀保地域では通称として仁賀保神社の相撲場と呼ばれております。そのため、予算書には分かりやすく仁賀保神社相撲場上屋改修工事と記載したものであり、神社の改修工事を行うものではございません。今後は誤解を生じないように、事業名の表記を徹底してまいりますという答弁でございました。以上でございます。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。18番佐藤元委員。

●18番（佐藤元君） ちょっと宮崎委員長に2点ほど、平成30年度の予算の方ですけども、就農アドバイザーと企業活性化アドバイザー、この事業を開始してからそれなりに時間も経過してると思うんですけども、委員長自身がこの事業を開始して何年になってるか、まず確認したいんですけども、それともう一点は、どちらも120万円ということで予算化して、ずっとこう継続してるわけですけども、私は農業と企業の活性化との関係はというふうに当局見てるのか分かりませんが、どうして120万円で、片方が120万円だからこっちも120万円なのか、私はそこら辺の細かい精査まで本当にしてるのか、そこら辺をちょっと委員会で審査しましたらお願いします。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 産業建設小委員長。

●産業建設小委員長（宮崎信一君） 審査した部分についてお答えをいたします。

そのはっきりとした、申し訳ございませんが、私もここ長いんですが、そのアドバイザーの最初の年月日の方は後ほど、もしよければ御報告させていただきたいと思いますが、昨年度の実績から報告させていただきます。

就農アドバイザーの活動状況でございますが、平成29年4月からいわゆる2月までの実績でございます。出勤日数が110日、支援対象者については、未来農業フロンティア育成研修生が4名、農業次世代人材投資金受給者が14名ということでございます。活動内容・相談内容、巡回・訪問、情報収集で、計66回。情報収集、新規就農家に関する助成制度の説明、縷々、ここに11項目ありまして、これらについて相談を受けてアドバイスしているということでございます。

そして、にかほ市企業活性化アドバイザーの活動状況につきましては、同じく平成29年4月から平成30年2月まで。こちらの方は、出勤日数同じようでございますが、やっぱり110日。企業訪問数が160カ所。この中で相談内容について、景況について、良とするものが110社、横ばいが50社、生産管理23社、技術相談が2社、補助事業関係が10社、雇用人材が41社、事業継承が3社、受発注マッチングが78社、こういう内容で相談を受けているようでございます。そのほか、このマッチング——にかほ市中小企業マッチング支援事業として、市内8社が新たな取引先として県内外14社と取引または商談を行っているというふうになっております。

以上、今申し上げましたものが委員会の中での審査となっております。以上。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 18番佐藤元委員、いいですか。

●18番（佐藤元君） はい。

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから各議案に対する討論・採決を行います。

初めに、議案第2号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第2号に対する討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）の産業建設小委員長の報告は、承認です。議案第2号は産業建設小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 起立全員です。したがって、議案第2号は産業建設小委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第23号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についての討論を行います。
初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 討論なしと認めます。これで議案第23号に対する討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第23号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についての各小委員長の報告は、いずれも可決です。議案第23号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 起立全員です。したがって、議案第23号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第31号平成30年度にかほ市一般会計予算についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 討論なしと認めます。これで議案第31号に対する討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第31号平成30年度にかほ市一般会計予算についての各小委員長の報告は、いずれも可決です。議案第31号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 起立全員です。したがって、議案第31号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前10時57分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前11時10分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2、議案第1号平成29年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）及び日程第3、議案第2号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）、日程第4、議案第5号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定についてから日程第38、議案第39号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの議案37件、日程第39、陳情第1号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情及び日程第40、陳情第2号にかほ警察署の存続についての陳情2件、計39件を一括議題といたします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。13番伊東温子総務常任委員長。

【総務常任委員長（13番伊東温子君）登壇】

●総務常任委員長（伊東温子君） 去る3月9日に当委員会に付託になりました下記事件につき、審査・調査を終わったので報告いたします。

議案第5号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定について、これについては全員の賛成で可決されております。

次に、議案第7号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、これも全員の賛成で可決されております。

議案第39号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、これも全員の賛成で可決されております。

議案第5号についての審査の報告をいたします。

市民サービスセンターのセンター長を廃止することで、職員の負担がかかるのではないかとの質問に、センター長の管理職としての業務はそれほど多くなかったと考えています。再編しながら窓口のワンストップ化を図り、住民サービスの向上を目指しつつ、実際の業務を行う職員を手厚くしたいということですという内容でした。

次に、議案第7号についての審査では、にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてですけれども、1人当たりの医療費について、にかほ市は12番目となっているが、医療費の削減も検討の中に入っているかの質問に対して、市では、税率の改正だけではなく医療費を抑制する施策も同時に行っております。今回の改正では、医療費の削減と市町村の取り組みに応じて特別調整交付金が交付されることになっており、保険者努力支援制度が創設されているということです。それに向けてのかほ市の施策を検討・構築していきますとのことでした。

次に、議案第39号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての審査です。

にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、減給を10分の1にした根拠について伺います。ほかの自治体を参考にしましたかという質問に対し、ほかの自治体については調べていません。最高責任者であるものの実際に補助金事務にかかわっていないため、担当職員上司の教育総務課長、教育次長と同等の処分としたところだそうですという答弁をいただいております。

次に、陳情についてです。

陳情第2号にかほ警察署の存続について、これは全員の賛成で採択しております。

陳情第3号所管部署移転に対する再考について、この陳情に対しては継続審査としております。

審査の内容ですが、陳情第2号については、にかほ市警察署の存続についてですけれども、この陳情については、議員の全員の採択で決議文と要望書が、県、県警本部、それから県の副議長宛てに既に送付されたものですので、これは採択といたしました。

次に、陳情第3号所管部署移転に対する再考についてですけれども、これについては、組織再編とまた別のことでありまして、所管の配置替えということで捉えました。今後、うちの委員会に市長が説明員として出席されました。そのときのお話ではありましたが、商工会という団体に対して、この条例を変える案を出す前に事前に話し合いをしていなかったことに対する謝罪、それから、自分の政策に対する理解を求めするために、商工会の皆さんに市長が出向きましてその理解を求めるといった発言がありましたので、それを総務常任委員会では理解を得られることを見守るといった意味で継続審査としております。

●議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時21分 再開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員長。

【総務常任委員長（13番伊東温子君）登壇】

●総務常任委員長（伊東温子君） 訂正いたします。

陳情第2号に関してですけれども、この議員の決議文と要望書につきましては、県、それから県警本部、そして県議会議長の方に提出しております。

●議長（菊地衛君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。19番佐藤文昭議員。

●19番（佐藤文昭君） 委員長に若干審査の過程の中の御質問をしますが、議案第39号、追加議案のときに当局から説明ありましたけれども、その中の説明では、組織上の問題で市長への減給処分はならなかったという説明でありますけれども、再度委員会ではね、その市長の減給についてはどのような質問、意見がなされたかを、ひとつ委員会での審査の内容をお願いします。

それから、陳情第3号についてでございますけれども、所管部の移転について、陳情者も来て説明を

受けておりますけれども、市長も説明員として出席したということは、陳情に対して市長が説明ってなかなかまれなことでございますけれども、皆さんの所管の内容では、さらなる内容の精査により判断するというところでございますけれども、我々議会議員の任期は4月いっぱいでございます。私の考え方はね、陳情については任期中にですね結論を出すべきだと思いますけれども、そこら辺についての審査の内容を求めます。

●議長（菊地衛君） 委員長。

●総務常任委員長（伊東温子君） 議案第39号の質問に対してですけれども、市長の処分というものをどう思うかという質問もありました。最高責任者の市長が、組織は別としても最高責任者の責任はどうなるのかということもお聞きしました。それについては、職員に対する懲戒処分は規則にあるということですが、市長の場合は、市長を律するそういうものはないということでした。それで、その市長が唯一自分みずからの責任で自分に科するということになるということで、そして、市長が市長となりまして2週間ぐらいの間に教育委員会の補助金の要件に満たないということが出たということで、まだ就任後日数としては少ないと、日数が経っていないので、それを求めるのは酷な話だという捉え方でした。それを捉えるならば、就任間もないということであれば、遡って前市長に対するその処分ということもお聞きしました。でも、やっぱり市長という立場では、やっぱり自分みずからが責任を感じて自分に科すということ、そして、今現在籍にない市長にそれを科すことはできないということも答弁いただいております。

あとは、陳情第3号について、当委員会としては陳情に関して継続審査といたしておりますけれども、できれば市長の話し合いの場というものをもっていただいて、その上で商工会が市長の政策そういうことに対して理解を示していただければとは思いますが、何せ今年度中に議員の中身も変わりますので、できるだけ早くに総務委員会で取り計らっていきたいと思います。

●議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時30分 再開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。5番奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 先ほどの39号に関することなんですが、この件に関しては説明会のときに私も質問したわけですが、就任間もない市長が就任間もないことだったので、組織上の問題でもありというような答弁も私自身受けてはいるんですが、この委員会の中で、例えば就任間もないからこそ職員の傷みを分かち合うっていう意味で自分の身を律する、そういうふう考えはなかったのかどうか。委員会の中でそんな話は出なかったですか。

●議長（菊地衛君） 委員長。

●総務常任委員長（伊東温子君） 今の件に関しては出ませんでしたけれども、市の方では、こう

いう事例を今後どうやっていくかという整合性も含めた上で検討しなければいけないということをお願いしております。

●議長（菊地衛君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。6番伊藤知教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（6番伊藤知君）登壇】

●教育民生常任委員長（伊藤知君） 平成30年3月9日付託の下記議案について、当委員会の審査が終わりましたので報告いたします。

議案第1号平成29年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）、全員の賛成により承認と決しております。

議案第8号にかほ市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例制定について、議案第9号にかほ市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例制定について、議案第10号にかほ市体育館条例の一部を改正する条例制定について、議案第11号にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号にかほ市プール条例の一部を改正する条例制定について、議案第13号にかほ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第14号にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第19号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更について、議案第20号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分について、議案第24号平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について、議案第25号平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について、議案第26号平成29年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議案第32号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について、議案第33号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について、議案第34号平成30年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について、以上15件に関しては全員の賛成により可決と決しております。

審査の内容を報告いたします。

議案第8号にかほ市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例制定についての質問です。平成21年度に直接支払制度が始まり、それからかなりの時間が経過していますが、もっと早く条例を改正することはできなかったのでしょうかに対し、平成21年度に直接支払制度が始まった当初は時限措置であり、大きな病院で実施されました。その後、平成23年度からは恒久的な制度に変わり、その際に小さな医療機関でも制度が整備されました。そのため、制度の普及について少し様子を見る必要がありました。また、にかほ市周辺で出産する場合は直接支払制度のある医療機関で出産することが予想されますが、里帰り出産などの場合、直接支払制度のない医療機関で出産することも考えられましたので、今日まで時間を置いていましたという答弁をいただいております。

次に、議案第24号平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）につ

いての質問です。加入者の人数が減っている理由は何かに対して、国保加入者数の推移の中で一番多いのが、後期高齢者医療への移行による減です。今年度は2月までに229人減となっております。転入転出では8人減、社保の加入・離脱では13人減であります。

次に、議案第32号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についてです。質問です。税率が上がる主な理由を教えてください。

答弁です。二つの理由があります。一つは、毎年実質赤字が続いている決算状況です。平成27年度は黒字になっていますが、平成28年度も赤字が続いています。平成24年度末に2億5,000万円ほどあった繰越金が、毎年赤字に補填するため年々減少しています。また、平成26年度に基金も一部取り崩しを行っています。この状況から、今までどおりの歳入では繰越金、基金ともに底をつくと考えられ、税率改正についての議論は毎年出ておりました。二つ目は、制度改正による影響です。制度改正後に県へ納付することになる事業費納付金は、各市町村の医療費と所得の水準を県平均と比較して算定されます。にかほ市は医療費、所得ともに県平均を上回るため、事業費納付金が比較的高額となりますとの答弁です。

審査の内容の報告は以上ですが、先ほどの一般会計予算小委員会で報告したとおり、委員会審査において説明及び答弁に疑念の残る対応がスポーツ振興課においてありました。議案第23号中の屋外運動施設管理費及び議案第31号中、新スタジアム整備構想策定委員会負担金です。よって、当意見では附帯意見を付して可決としておりますので、附帯意見を朗読いたします。

委員会審査に当たっての附帯意見。

委員会は、議会の議決によって、地方公共団体の事務の審査または調査を行う権限と先見性を有する非常に重要な機関である。しかしながら、今定例会における委員会審査に当たり、説明職員の委員会審査に臨む姿勢が大きく問われる事例があった。市の職務に従事する職員が、議会に対して事業の説明を行い、また適切に情報を伝えることは、職員の重要な責務である。そのことは、行政の透明性を確保する最低限度の責務であり、当然のことである。また、委員会の審査に出席する職員は、説明資料や質疑を想定した事前の準備をした上で挑むことは、最低限必要なことである。さらに、当日の説明に当たっては、事業の内容やその根拠について分かりやすく丁寧に行うとともに、委員の質疑に対しては、その疑問の解決に努め、論点を明確にしながら、そして議会と市が情報を共有し、充実した審査となるよう努めなければならないものである。また、管理職員にあっても、日頃から幅広く業務に精通し、説明が不足する場合には、みずから積極的に説明を行うべきである。しかし、委員会の審査を一時的にしのげばよいという考えで事実と違う説明をするなどにあつては、全くの議会軽視であり、市民の利益を損なう重大な背信行為である。今定例会委員会審査において虚偽説明があったことは非常に残念であり、断固許せるものではない。こうした行為は、誠意をもって市政を担う市職員としての根本的な資質に欠いていると言わざるを得ず、ひいては、こうした一部の行動が市政全体の信頼を揺るがすことにつながる。議会は、市政の最終決定機関であるが、誠意と信頼性の欠如した状況では適切な審査ができないことが懸念される。

本市の議会基本条例第18条では、「議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を生かした適切な運営に努めなければならない。」、同条第3項では、「資料等を積極的に公開し、

市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。」としています。さらに、第15条においては、委員会審査に当たり、「議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対し、分かりやすい施策別または事業別の説明を行うよう求めるものとする。」としておりますが、先般、議会改革推進会議において、市長に対し、さらに詳しい資料の提示を求めたところではありますが、現在でも詳しい資料は提出されているとの回答があり、見送ったばかりである。これについては、今回の事案を鑑みて、当局では再度検討をするべきである。

ついては、市は議会の審査において、互いの信頼のもとに適正に行うことができるよう、一刻も早い信頼の回復に向け行動されるよう、今定例会の委員会審査に当たって附帯意見を付すものである。

平成30年3月20日。

教育民生常任委員会。

次に、当委員会では、象潟小会校の大規模改修工事の不適切事務に関する所管事務調査を行いましたので、報告をいたします。

教育民生常任委員会では、3月8日午後1時から、象潟小学校の大規模改修工事に関して所管事務調査を行いました。

調査項目は、一つは改修工事に係る交付金（補助金の件について）、そして二つ目が再発防止対策についてであります。

説明員には、教育次長、教育総務課長、総務部長、財務部長、会計管理者の出席を求めています。

それでは、調査の内容を御報告いたします。

初めに、大規模改修工事の時系列経過について、調査によると、平成28年6月14日に平成29年度の計画として文部科学省へ計画書を提出しています。その後10月20日に、この計画をもとにした学校施設環境改善交付金の交付申請を提出し、約1ヵ月後の11月16日には交付決定通知を受けており、また、平成29年1月31日には実施設計業務を完了しております。この10月の補助金交付申請時には、補助要件を満たしていたけれども、その後の1月の実施設計業務が完了した時点には、既に要件をリサーチしていなかったことが判明しております。では、いつ補助要件に該当しないということが分かったのかということについては、補助金の実績報告を作成する段階の本年1月の中旬ということでありました。

次に、事業計画時から実施設計、実績までの間で行われた主な変更箇所について、こういったものの、箇所が変更されているのか、また、変更に伴って工事費の増減がどう変化しているのか調査しております。

最初に、事業計画時には予定していたが、その後取りやめたものについては、北校舎普通教室の壁・天井、それから廊下の壁・天井、南校舎普通教室の床・壁・天井の施工、廊下の天井の施工、特別教室の天井の施工、それから屋内運動場アリーナの床の施工などがあります。追加で施工されたものもあります。北校舎の家庭科室の調理・被服台の更新、廊下・保健室のサッシの交換、校舎全体の網戸の交換、南校舎の下足棚の更新、両校舎の普通教室の壁掛け型扇風機の設置、スクール

バスの乗降場の舗装整備、グラウンドの遊具の設置・修繕。追加と取りやめに伴う概算工事費増減は、それぞれ約5,400万円であり、その施工内容もただいま報告したとおり大幅に変更されております。

このように変更箇所が多くなった理由については、今回の大規模改修工事は平成29年度の事業を予定していたが、平成28年度に前倒しでの工事実施となったことから、学校の方から要望、細部について詰めている段階ではなく、時間が制約された中で進められてきたことが挙げられます。

実施設計までの間、学校と設計業者と打ち合わせを行いました。子どもたちに影響が及ばないように工事すること。子どもたちが使いやすいよりよい環境をつくりたいということで、いろいろ協議をしました。その中で、補助要件でありました壁・天井・床部分を削除してしまったということでもあります。

次に、どうして今回このような補助要件に対する失念を招いてしまったのかということについてです。

第一には平成28年度に前倒しての事業となったことから、現場をどうするかに頭がいてしまい、補助要件等の確認が行われなかったとのことでした。

なお、事業計画を前倒しとした理由については、平成29年度の予算確保が確定的でないこと、平成29年度に事業採択がなされたとしても、交付決定の関係から事業開始が7月頃になってしまうためであったとの報告がありました。

これまでも同様な事案があり、その都度、一人の職員に任せるのではなく複数で確認するような体制にするというお話であったと思いますが、これをどう確認していたのか問い質しておりますが、このことについては、今回の事業は一人でやっており、管理職としての決裁確認がおろそかになり、チェックに対しての認識が不足していた。補助要件該当してないことを見逃していたこともあり、学校側の要望に対し、工事内容を変更する際にも要件を失念しておりました。

次に、今後の再発防止の対策についてでございます。

にかほ市では、さきの農業基盤整備促進事業の実施に伴う補助金の返還に際して、原因の究明と対処の方法及び業務改善の報告を求めており、さらに今後こうしたことが起きないように組織体制の充実強化を求める決議を可決しておりますが、その後どのような対応がとられてきたのかということで調査を行っています。

これまでの対応は、部長会議のたびに、市長等から各部課長を通じて部署間を越えた組織横断的なチェック体制をとるように指示をしているということでありましたが、運用の面でマニュアル化したようなものはつくってなかったとの報告であります。今回の業務執行においては、担当の認識が全く欠如していたこと、監督する立場の上司に管理、指導不足があったことが原因であるとしております。こうしたことに、さらに組織横断的なチェック体制を確立して、二度とこのような事務のミスが生じないように再発防止を講じたということで、具体的には、2月22日付で、財務部長より補助事業における補助要件の確認についての通知が既に出されております。これによれば、チェック体制の一つ目として、事業の主担当によるセルフチェックとともに、副担当者によるダブルチェックを行わせること。さらに、このチェックは補助要件等を記載したチェックシートを用いて行うこと

が指示してあります。

なお、当委員会では、ダブルチェックを行う副担当者は、同じ課内の職員ではなく、他の職員がチェックするような横断的なやり方ができないか検討を要望しております。

また、財政入札担当者においては、予算編成時などにおいて補助事業要件の満足の確認や助言などを行うこと。さらに、会計課検査担当においては、工事設計書や見積書の審査時における確認・助言を行うとともに、新たに補助要件チェックシートの提出を求めることとし、書類を用いて要件の適否を確認する改善策を進めていただいております。

最後になりますが、我々議会も市当局を監視する立場にある身として反省が必要であったという素直な思いもあります。これは、さきの農業基盤整備促進事業の実施に伴う補助金の返還に際しても述べさせていただいております。今回の件を我々もしっかりと受けとめて、行政と議会は両輪ですので、もっともっとにかほ市がよくなるように、一緒に知恵を出し合いながら、情報を共有し合いながら市政を前に進めていきたいと思っておりますので、皆様の御理解をよろしくお願いいたします。

この件に関しては決議を提出しておりますので、議員各位の判断をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

●議長（菊地衛君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。16番宮崎信一産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（16番宮崎信一君）登壇】

●産業建設常任委員長（宮崎信一君） 当委員会に付託になりました事件につき、審査が終了しておりますので御報告申し上げます。

議案第6号にかほ市住みたいまち移住・定住促進条例制定について及び議案第15号にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定について及び議案第16号にかほ市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例制定について及び議案第17号市道路線の変更について及び議案第18号市有財産の無償譲渡について及び議案第21号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議案第22号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、議案第27号平成29年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第28号平成29年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第29号平成29年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第4号）について、議案第30号平成29年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第35号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について、議案第36号平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第37号平成30年度にかほ市ガス事業会計予算について、議案第38号平成30年度にかほ市水道事業会計予算について、いずれの議案も全員の賛成により可決と決しております。

陳情第1号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情について、願意妥当ということで

全員の賛成により採択と決しております。

なお、この陳情については、平成27年度も同様の陳情が出ておりまして、そちらの方も採択となっております。

内容を若干報告いたします。

議案第6号にかほ市住みたいまち移住・定住促進条例制定について。

質問でございます。どこの自治体でも人口減少ということで、このような条例を制定していると思いますが、県内で何件制定しているか把握していますか。

答弁です。条例制定に当たり、県内外の条例を参考にしております。その自治体によって目的や捉え方が、移住・定住に重点を置いたものであったり、まちづくり全般にわたるものであったりと違いがあるため、一概に市と同じような理念条例が何件あるとの断定はできないということでした。

次に、自治体によって多少形が変わっても、このような条例はあります。今後、事業の説明があると思いますが、似たような条例がある中で、にかほ市はこれといった事業の目玉は具体的にありますかという質問に対して、移住・定住奨励金等につきましては、他の自治体でも多く実施している状況になりますが、にかほ市としましては、にかほ市移住・Uターン推進協議会やふるさと創造会議などの組織があり、商工政策課が窓口となってワンストップでの移住対応を行うといった大きな特徴があります。個々の単独事業については、多くの市町村でも似たような事業を実施しておりますが、ワンストップ対応で移住者を手厚く支援するといったところが唯一の特徴でございますという答弁でございました。

次に、議案第18号市有財産の無償譲渡について。

こちらは、昨年施設を改修した上で無償譲渡しております冬師の建物に関して、水回りが悪い等の苦情がありましたが、無償譲渡に当たって地区からの要望は何かありましたか。

軽微な要望はありましたが、改修が必要なほどの要望はありませんでしたということでございます。以上です。

●議長（菊地衛君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。15番佐々木正明一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（15番佐々木正明君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（佐々木正明君） 一般会計予算特別委員会に平成30年3月9日に付託になりました、議案第2号、議案第23号及び議案第31号は、いずれも全員の賛成により可決に決しております。以上です。

●議長（菊地衛君） これから一般会計予算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の報告及び質疑を終わります。

所用のため暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

午後0時02分 休 憩

午後1時00分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから討論・採決を行います。

なお、議案第40号副市長の選任についての討論・採決は、議案第39号の次に行います。

初めに、議案第1号平成29年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第1号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第1号の討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は承認です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第2号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第2号の討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は承認です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第5号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第5号の討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号にかほ市住みたいまち移住・定住促進条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第6号の討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。4番佐々木春男議員。

【4番（佐々木春男君）登壇】

●4番（佐々木春男君） 議案第7号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に反対の立場から発言いたします。

日本共産党にかほ市委員会が行った「住みよいまちづくりを目指すアンケート」には、たくさんの方々の声を寄せていただきました。ありがとうございました。その中にあります、「今、あなたが市政に望むことについて、具体的にお聞かせください」には、国民健康保険税の引き下げと企業誘致、若者の雇用対策が多くありました。国民健康保険に加入されている方は、高すぎるので安くしてほしい、減免・免除の制度を充実してほしい、納入回数や方法を改善してほしいという切実な声が多く寄せられております。県の国保改革準備医療指導室が発行した資料によりますと、にかほ市の平成29年1人当たり国保税は、県内25市町村の中では市の努力もあり安い方に位置しているようであります。にもかかわらず、多くの市民の方々は国保税が高いと感じている状況と言えると思います。

では、国保税がなぜこんなに高くなったのか。最大の理由は、国の予算削減です。年金生活者や失業者も加入する国保は、もともと適切な国庫負担なしには成り立たない制度と言われております。国の予算削減というその大もとを正さずに運営を県に移管したところで、弱者同士の痛みの分かち合いにしかありません。国庫負担を以前の水準に戻し、所得に応じた保険料、誰もが払える保険料に改革すれば、滞納もなくなり、持続可能な保険財政への道が開けるのではないのでしょうか。

今回の条例改正は、国庫負担の削減、抑制をそのままにして保険料値上げで住民に犠牲を転嫁するという、これまでのものと同じものであります。この値上げでは、滞納増加の心配もあり、財政への影響も心配されるものです。

よって、この議案第7号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、反対の意を表明し、また、議案第32号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算につい

ても反対の旨を告げ、討論といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議案第7号の討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号にかほ市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第8号の討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号にかほ市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第9号の討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号にかほ市体育館条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第10号の討論を終わります。
これから議案第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号にかほ市運動広場条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第11号の討論を終わります。
これから議案第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号にかほ市プール条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第12号の討論を終わります。
これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号にかほ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第13号の討論を終わります。
これから議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第14号の討論を終わります。
これから議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号にかほ市農業関連施設条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第15号の討論を終わります。
これから議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号にかほ市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第16号の討論を終わります。
これから議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号市道路線の変更についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第17号の討論を終わります。
これから議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号市有財産の無償譲渡についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第18号の討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第19号の討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第20号の討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第21号の討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第22号の討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号平成29年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第23号の討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第24号の討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第25号の討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成29年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第26号の討論を終わります。
これから議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成29年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第27号の討論を終わります。
これから議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成29年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第28号の討論を終わります。
これから議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成29年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第29号の討論を終わります。
これから議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成29年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第30号の討論を終わります。
これから議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成30年度にかほ市一般会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第31号の討論を終わります。
これから議案第31号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。
暫時休憩します。

午後1時23分 休 憩

午後1時24分 再 開

- 議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
次に、議案第32号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第32号の討論を終わります。
これから議案第32号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第33号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第33号の討論を終わります。
これから議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成30年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第34号の討論を終わります。
これから議案第34号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第35号の討論を終わります。
これから議案第35号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第36号の討論を終わります。
これから議案第36号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成30年度にかほ市ガス事業会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第37号の討論を終わります。
これから議案第37号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成30年度にかほ市水道事業会計予算についての討論を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第38号の討論を終わります。
これから議案第38号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。

【「議長」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議がありますので、討論を行います。
議案第39号に対する、初めに原案に反対者の発言を許します。6番伊藤知議員。

【6番（伊藤知君）登壇】

- 6番（伊藤知君） 議案第39号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、反対の立場から討論をしたいと思います。

総務常任委員会の委員長報告の中にもありましたけれども、市長がまだ着任して日が浅いということで教育長だけの処分にするということですが、市長というのは、就いたその日からもう全てのその責任を負う権限も有するもので、決してこれは市長の身を律する事件だと私は思います。それほど大きい事故でありながら教育長だけを処分するというのではなくて、やはりみずからも身を切る施策として、同等でなくともやはり身を律する必要があると思うことから、教育長だけの条例制定というものには賛成はできかねないということと、やはりもう一度、着任した日から自分は行政のトップであるということを感じ、自分の身も律することを考えていただきたいということを述べて反対討論といたします。

- 議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 次に、原案に反対者の発言を許します。14番鈴木敏男議員。

【14番（鈴木敏男君）登壇】

●14番（鈴木敏男君） 議案第39号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、反対です。反対します。

これまでに至った一連の経緯を伺い、また、先般議案質疑もしたところであります。そこで、今回は市の教育長の給料の減額であります。提案に当たってはいろいろな事案等を参酌しての提案だろう、このように思います。この提案については、付託を受けた委員会で十分審査をし、全員の賛成によって可決しておりますが、市民からは手厳しい意見を耳にしています。そのような意見を耳にしたとき、やはりこれでは市民からの理解を得るには困難だろう、このように考えます。議会自体もこの件については重く受けとめつつも、今議案については再考すべきであるとの立場から反対するものであります。

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議案第39号に対する討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号副市長の選任についての討論・採決を行います。

議案第40号副市長の選任については人事案件です。本案は申し合わせにより討論を省略し、直ちに採決をします。この採決は無記名投票で行います。

議場を閉鎖します。

【議場閉鎖】

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は16人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に、2番渡部幸悦議員、4番佐々木春男議員、5番奥山収三議員を指名します。

投票用紙を配付します。

【投票用紙配付】

●議長（菊地衛君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載してください。

なお、無記名投票においては、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則

第73条第2項の規定によって反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

【投票箱点検】

●議長（菊地衛君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票してください。

【点呼に応じ各員投票】

●議長（菊地衛君） 投票漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。2番渡部幸悦議員、4番佐々木春男君、5番奥山収三議員は、開票立ち会いをお願いいたします。

【立会人渡部幸悦議員、佐々木春男君、奥山収三議員、立ち会いの上、開票】

●議長（菊地衛君） 投票の結果を報告します。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票ゼロ票。賛成16票、反対ゼロ票。以上のとおり全員の賛成で、議案第40号副市長の選任については同意することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

【議場開鎖】

●議長（菊地衛君） 副市長には、後ほど御挨拶をいただきたいと思います。

次に、陳情第1号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情の討論を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで陳情第1号の討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第2号にかほ警察署の存続についての陳情の討論を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで陳情第2号の討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第41、継続審査についてを議題とします。

総務常任委員長から、委員会において審査中の陳情第3号所管部署移転に対する再考についてについて、会議規則第109条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、陳情第3号については、閉会中の継続審査することに御異議ありませんか。

【「議長」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 14番鈴木敏男議員。
暫時休憩します。

午後1時44分 休 憩

午後1時44分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

異議がありますので、発言を許します。14番鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 陳情第3号については、継続審査ということで委員会の方からの報告がございましたけれども、私、この陳情3号、にかほ市商工会会長佐藤作内氏から提出されました所管部署移転に対する再考については、採択すべきというふうに考えます。

言うまでもなく行政は、市内における様々な団体とかかわりをもっています。にかほ市商工会とも同様であるだろうと、このように思います。まだ庁舎の一本化も具体的になっていない中においては、今の分庁方式を有効的に、かつ市民や各種団体と協調をとっていくことが重要であり、今回の商工政策課の移転に懸念を示したにかほ商工会の考えも理解できるものであります。

市長は就任に当たって、行政を進めるにあっては市民の声に耳を傾けたい、このように述べておられるわけであります。そういったことを考えますと、私はやはり……

【「休憩を求めます」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午後1時45分 休 憩

午後1時48分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） ただいまの件ですが、全文取り消しさせていただきます。

●議長（菊地衛君） 閉会中の継続審査については、総務常任委員長の申出のとおり、継続審査とすることと決定いたします。

日程第42、議提第2号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書を議題とします。

議提第2号について16番宮崎信一議員の説明を求めます。16番宮崎信一議員。

【登壇】

●16番（宮崎信一君） 議提第2号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成30年3月14日提出

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員宮崎信一。

賛成者、にかほ市議会議員伊藤竹文、同じく佐々木春男、同じく渡部幸悦、同じく鈴木敏男、同じく佐々木弘志。

意見書の案の方は、皆様御一読くださったと思います。

記の方に、1から4まで意見書のもので書いてございます。御一読いただきたいと思います。

平成30年3月20日

秋田市にかほ市議会議長菊地衛から、意見書の提出先が内閣総理大臣と厚生労働大臣に向けてとなっております。

皆様の御賛同をよろしくお願いをいたします。

●議長（菊地衛君） これから議提第2号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第2号についての質疑を終わります。

次に、議提第2号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第2号の討論を終わります。

次に、議提第2号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第2号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第43、議提第3号「象潟小学校大規模改修工事」の不適正事務に関し、業務改善と組織の横断的な連携強化を求める決議を議題とします。

議提第3号について6番伊藤知議員の説明を求めます。6番伊藤知議員。

【6番（伊藤知君）登壇】

●6番（伊藤知君） 議提第3号「象潟小学校大規模改修工事」の不適正事務に関し、業務改善と組織の横断的な連携強化を求める決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者、にかほ市議会議員伊藤知。

賛成者、にかほ市議会議員奥山収三、同じく飯尾明芳、同じく佐藤文昭、同じく小川正文。

朗読して提案理由といたします。

「象潟小学校大規模改修工事」の不適正事務に関し、業務改善と組織の横断的な連携強化を求める決議（案）となっております。

今回、本市の教育委員会が実施した象潟小学校大規模改修工事において、補助金の受給要件を失念し、確認を怠るという初歩的な事務の誤りが明らかとなった。これにより、改修工事の実施に伴い交付されるはずの国庫補助金のうち、3,232万円を受給することができないこととなったものである。まさに前代未聞の巨額な金額で、市民に与えた損害と市に対する信頼を大きく損なうものであり、大変遺憾である。

当該工事は、平成30年4月からの象潟地域3小学校統合のため、平成29年度での実施を予定していたが、補助事業（学校施設改善交付金）採択に伴い、平成28年度に前倒しされ繰越事業として進められ、補助要件を満たすためには、校舎等の改修面積率が50%以上あることなどが条件とされている。補助金交付申請時には、当該補助要件を満たした計画であったにもかかわらず、その後の実施設計では既に補助要件を満たしておらず、そのため補助要件を満たすために必要な床や壁などの工事を削減し、工事費の総額を抑え、その後、追加要望のあったその他の改修に充てていた。

事業実施に当たって、学校や保護者などの要望にできる限り応え、児童の安全・安心と学ぶ意欲をはぐくむ環境を整備するという考えは理解するところであるが、補助要件の確認を怠ったことは看過することはできない。そもそも、このような関係者からの要望や意見は、事前に十分な聞き取りを行った上で協議されるべきものであって、決して後回しにされてはならない。

また、平成29年第5回9月定例会に上程された変更契約においても、補助要件を失念していたことから、議会に対して何ら説明がなかったものである。当該改修工事は、昨年11月に総額4億1,071万7,000円をもって完成したが、教育民生常任委員会や議員全員の現場踏査を行ったときには、既に補助要件を満たしていなかったということである。

市は、今回の改修工事で受給できない部分は体育館のみであり、校舎については、新たに追加の工事（645万8,400円）を行うことで補助要件を満たすとの見解である。しかしながら、現時点で受給できるかどうかは確定しておらず、さらなる費用負担の拡大が懸念される。また、追加の改修工事においても、本来、議会の議決を経るべきであると考えるが、工期等の関係から工事の請負差額をもって行うこととしており、このことは議会軽視とも受けとめざるを得ない憂慮すべき事案である。

今回、当該事業に携わった職員、監督の地位にあるべき管理職員にあっては、これまでのたび重なる不適切な事務執行や市の業務の改善に対する指導がなされているにもかかわらず、このような事案が起きたことは大変残念であると同時に、職員一人一人の資質が問われるものであり、重大な

問題であると受けとめ、日々緊張感と責任感を持って業務に当たよう深く反省を促すものである。

議会は、これまでも不適切な事務執行があるたびに、市に対して再三にわたり業務の改善と、今後同じような事案が起きないように早期の原因究明と組織の充実強化の対応を強く求めてきたところである。しかしながら、今回の事案も幾度か過ちに気づく機会があったにもかかわらず、チェック機能が働かないことから一向に改善の効果は出ていないと言わざるを得ず、再びこのような事案の発生が懸念され、その際には、市の事務執行に対する市民の不信感はさらに大きくなるものと懸念している。

については、現在の組織運営のあり方はチェック機能が適切に働いていないことから、縦割行政の組織改革にさらに一步踏み込み、まずは事務に携わる職員みずからがチェックすることに対する自覚を促すとともに、所属する管理職員に加え、事業の関係する部署にあっては、横断的なチェック体制の構築と連携強化を行うことで事務執行の充実を図るなどが必要である。さらに、事業を行うに当たっては、当該事業に精通する職員の適正な配置に配慮するなど、再発防止に取り組むことと、加えて、その改善の報告を求める。

以上決議する。

秋田県にかほ市議会でございます。

●議長（菊地衛君） これから議提第3号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議提第3号についての質疑を終わります。

次に、議提第3号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第3号の討論を終わります。

次に、議提第3号「象潟小学校大規模改修工事」の不適正事務に関し、業務改善と組織の横断的な連携強化を求める決議を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第3号「象潟小学校大規模改修工事」の不適正事務に関し、業務改善と組織の横断的な連携強化を求める決議は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開を午後2時10分といたします。

午後2時00分 休 憩

午後2時10分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま18番佐藤元議員ほか6名から、議提第4号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてが提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。議提第4号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議提第4号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議提第4号について18番佐藤元議員の説明を求めます。18番佐藤元議員。

【18番（佐藤元君）登壇】

●18番（佐藤元君） 議提第4号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及びにかほ市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成30年3月20日提出

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員佐藤元。

賛成者、にかほ市議会議員宮崎信一、同じく佐々木春男、同じく伊藤竹文、同じく佐々木平嗣、同じく伊東温子、同じく加藤照美。

配付されています資料を皆様から御一読願いたいと思いますが、前にも配付しているわけですが、にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例として、にかほ市議会委員会条例の一部を次のように改正します。

第2条第2項第1号中「7人」を「6人」に、「財務部」を「企画調整部」に、同項第2号中の「7人」を「6人」に改める。

これは平成30年5月1日から施行するということでもあります。以上です。

●議長（菊地衛君） これから議提第4号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。議提第4号についての質疑を終わります。

次に、議提第4号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 討論なしと認めます。これで議提第4号の討論を終わります。

次に、議提第4号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議提第4号にかほ市議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後2時19分 休 憩

午後2時20分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、本田副市長から就任に当たっての御挨拶をいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

【副市長（本田雅之君）登壇】

●副市長（本田雅之君） 皆さんはじめまして。先ほど副市長の選任議案に対し御同意を賜りました、本田雅之と申します。このたび、にかほ市副市長に就任することとなりましたことは、身に余る光栄であるとともに、その責務の重さに身が引き締まる思いでございます。本日は貴重なお時間を拝借し、私の今の思いを一言述べさせていただきます。

私は、平成14年度から16年度まで由利地域振興局農林部に勤務し、地元土地改良区の役職員の方々と一緒にお仕事をさせていただきました。その際、この地に疎かった私に、温水路や波よけの石積み、齋藤憲三先生、チョウクライロ舞など、地域の様々な宝物について熱心に教えてくださいました。皆さん共通して自分たちの地域に深い愛着と誇りを持っていると、そのことが非常に印象に残っております。

今、全国の自治体では、人口減少や少子高齢化に対処し、いかにして地域の活力を維持・創造していくか、知恵比べの真ただ中にあります。これらの課題を解決することは容易ではありませんが、さきの土地改良区の方々のようにふるさとに愛着と誇りを持っていただくことことが、地域活性化に向けたアドバンテージになるものと思っております。

本市では、産業基盤も県内他地域に比べまして有利な状況にあるほか、日本海から鳥海山まで一望できる大自然のロケーションを有するなど、大きなアピールポイントがございます。これらの基礎の上に立ち、住民一人一人が生き生きと助け合いながら笑顔で暮らしていける地域を築くことが地方自治法の大きな目標であるとも考えており、その実現に向け、私なりに努力してまいり所存でございます。

最後になりますが、私はこれまで30年間、秋田県職員として勤務してまいりました。その縁を生かし、まずは秋田県とのパイプとしての役割を積極的に果たしてまいります。また、市議会の皆様の御意見に耳を傾け、一刻も早く信頼関係を築いてまいりますとともに、職員の皆さんと力を合わせ、一緒に知恵を絞り、汗を流して、市川市長が掲げられた政策の実現のために副市長としての役割を果たす覚悟でございます。もとより微力ではございますが、市民の皆様の御理解と御協力をいただきながら一生懸命職務に取り組んでまいりますので、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

●議長（菊地衛君） 日程第44、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その

条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、整理を議長に委任されたいと思います。
これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第1回にかほ市議会定例会を閉会します。

どうも御苦労さまでした。

午後2時28分 閉 会
